

「JASaff認定スキーム（製品認証）」第8版の改正案にかかるご意見等及び回答について

No.	ご意見等	回答
1	<p>認定更新に係る審査中であっても、認定の有効期限の満了日までに認定更新の決定がされない場合は認定取消しになるのか。</p> <p>認定更新に係る審査中であれば、何らかの事情により認定の有効期限の満了日までに認定更新の決定に至らない場合であっても、「認定審査中」として認定継続とすることを要望する。</p>	<p>認定更新の決定が満了日までになされない場合、期限にて認定は失効することになります。また、審査の実施を妨げる事態として想定される非常事態等が発生した場合は、例外として対応することとします。それらの旨を明確にするため、以下のとおり修正します。</p> <p>3.3に下線部分を追加 「認定の有効期間は、認定又は認定更新の発効日から4年間とする。なお、認定更新の場合で、認定の有効期間の満了の日までに認定更新の決定がされないときは、満了日後に認定は失効する。」</p> <p>7を追加 7 非常事態等への対応 「パンデミックやテロ、犯罪や地震等の天災や人災が起こった場合は、このスキームに定める手続き、規則及び期限等における例外を認める。」</p>
2	<p>「JASaff認定スキーム（製品認証）（JASaff AF100）」7の内容は、「認証機関（製品認証）認定の手引き（JASaff PL500）」5.8の内容と重複しており、手引に規定するのが妥当であるため、削除することが望ましい。</p>	<p>7を削除します。</p> <p>7 報告事項 「認証機関は、毎年3月末までに、次の事項に係る前年（1月～12月）の実績をJASaffに文書で報告する必要がある。</p> <p>a) 12月末に有効な認証の数（外国で認証業務を提供する場合、認証事業者が所在する国別） b) 12月末現在の審査員の数（外国で認証業務を提供する場合、審査員が活動する国別） c) 受け入れた他機関からの移転認証の数 d) 計画した期間内に実施できなかった年次監査の数 e) 認証審査及び年次監査のそれぞれの審査工数の平均値、最大値及び最小値」</p>